



令和5年度 神崎市職員採用試験案内

令和5年11月24日
佐賀県神崎市 総務企画部 総務課

受付期間	令和5年11月24日（金）～令和5年12月25日（月）		
試験方法	第1次試験	書類選考	
	第2次試験	第1部	作文試験、適性検査
		第2部	面接試験

1 試験区分・採用予定人員・職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
一般事務 (障がい者)	2人程度	一般事務に従事
土 木	2人程度	一般事務、土木関連業務（土木・都市計画事業等に関する計画・設計・施工管理等）に従事
社会福祉士または 精神保健福祉士	2人程度	一般事務、福祉事務所業務等に従事
管理栄養士	2人程度	一般事務、管理栄養士業務（食育等の健康増進、保育園・学校給食の献立・調理業務等）に従事

2 受験資格

試験区分	要 件
一般事務 (障がい者)	<ul style="list-style-type: none">・昭和63年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人・以下のいずれかに該当する人<ul style="list-style-type: none">①身体障害者手帳の交付を受けている人②都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）又は産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）の交付を受けている人③都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人④知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医により知的障害者であると判定された人

	<ul style="list-style-type: none"> ⑤精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ・活字印刷文による出題及び口頭面接に対応できる人
土 木	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 59 年 4 月 2 日以降に生まれた人 ・学校教育法に基づく高等学校（大学院、大学、短期大学及び高等専門学校を含む。）において土木に関する専門課程を専攻して卒業した人又は令和 6 年 3 月までに卒業する見込みの人
社会福祉士または 精神保健福祉士	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 59 年 4 月 2 日以降に生まれた人 ・次のいずれかに該当する人 <ul style="list-style-type: none"> ①社会福祉士資格所持者または令和 6 年 3 月 31 日までに同資格取得見込みの人 ②精神保健福祉士資格所持者または令和 6 年 3 月 31 日までに同資格取得見込みの人
管理栄養士	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 59 年 4 月 2 日以降に生まれた人 ・管理栄養士資格所持者または令和 6 年 3 月 31 日までに同資格取得見込みの人

次の各号のいずれかに該当する場合は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない人
- (2) 禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3) 神崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験の日時、会場、方法及び合格者発表

試験は、試験区分に関係なく第 1 次試験及び第 2 次試験とし、第 2 次試験は第 1 次試験の合格者について行います。

(1) 第 1 次試験

ア 試験の方法

書類選考とし、受験申込時に提出していただく「自己PRシート」により審査します。

※書類選考のため、試験会場はありません。

イ 第一次合格者発表

令和 5 年 1 月上旬に合格者の受験番号を本市役所掲示板に掲示し、神崎市ホームページに掲載するほか、本人に通知します。

(2) 第 2 次試験

第 2 次試験は、第 1 部試験と第 2 部試験を行い、両方とも受験する必要があります。いずれかのみを受験した場合は棄権とみなします。

ア 第1部試験

① 日時及び会場

令和6年1月中旬に行う予定です。

会場及び時間は、第1次試験合格者に通知します。

② 試験の方法

作文試験	時間	60分
	内容	課題の理解力、表現力及び文章構成力等を総合的に評価する筆記試験（一般的課題を出題）
適性検査	時間	20分
	内容	職務遂行上必要な素質、適性の有無の検査（面接試験の参考資料として使用します。）
健康診断	内容	職務遂行上必要な健康状態にあるかどうかの検査（市が指定する健康診断書の提出を求めます。なお、検査料は個人負担となります。）

イ 第2部試験

① 日時及び会場

令和6年1月下旬に行う予定です。

会場及び時間は、第1次試験合格者に通知します。

② 試験の方法

面接試験	内容	市職員として適する人物かどうかを評価する個別面接
------	----	--------------------------

(3) その他

受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査します。

(4) 最終合格者発表

令和6年1月下旬に、合格者の受験番号を本市役所掲示板に掲示するほか合格者に通知します。

4 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載されます。名簿の有効期間は、令和6年4月1日から原則として1年間とします。

なお、名簿に登載されても必ず全員が採用されるとは限りません。

(2) 採用は、欠員補充等の必要が生じた場合に行うこととなりますが、成績が下位の

場合等は採用が遅れたり、採用されない場合もあります。

5 給与・福利厚生等

- (1) 給与は、「神崎市職員の給与に関する条例」に基づき支給されるほか、期末・勤勉手当、時間外勤務手当、通勤手当、住居手当、その他の手当が該当者に支給されます。
- (2) 福利厚生として、地方公共団体職員を対象とした各種共済・保険（火災・自動車共済、任意共済等）へ加入できます。

6 受験手続及び受付期間

- (1) 申込書及び試験案内
 - ① 直接請求する方法
神崎市役所総務企画部総務課人事係（本庁3階）で配布します。
配布時間は午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝祭日を除く）
 - ② 郵送で請求する方法
受験申込書類を郵便で請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書きし、必ず140円（返信を速達で希望される場合は400円）切手を貼った「宛先明記」の返信用封筒（角型2号）を同封のうえ神崎市役所総務企画部総務課人事係に請求してください。
 - ③ ホームページからのダウンロード
神崎市ホームページ(<http://www.city.kanzaki.saga.jp/>)から、次のファイルをダウンロードできます。

受 験 申込書類	<ul style="list-style-type: none">○神崎市職員採用試験案内○神崎市職員採用試験受験申込書（様式1）○神崎市職員採用試験自己PRシート（様式2）
-------------	--

- (2) 受験申込書類及び資格、免許の証明
【提出書類】
 - ① 神崎市職員採用試験受験申込書（様式1） 1部
 - ② 神崎市職員採用試験自己PRシート（様式2） 1部
 - ③ 受験資格に必要な資格等を有することを証明する書類の写し 1部
 - ④ 一般事務（障がい者）の場合は、受験資格の要件を満たすことを証明する書類（手帳等）の写し 1部
- (3) 受付期間
令和5年11月24日（金）から令和5年12月25日（月）まで（土・日曜日、祝祭日を除く）午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

※郵送による場合は、締切日の消印のあるものまで受け付けます。

※電子メールでの申し込みは、受け付けません。

7 書類提出・問い合わせ先

〒842-8601

佐賀県神崎市神崎町鶴 3542 番地 1

神崎市役所 総務企画部 総務課 人事係（本庁 3 階）

TEL 0952-37-0100(直通)